

### 不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容	著しく保安上危険な建築物の煙突等の除却命令等
根拠法令及び条項	建築基準法第88条第1項
所 管 部 課 係 名	まちづくり未来部建築審査課建築審査係
処 分 基 準	関係条項 建築基準法第10条第3項
基 準 (未設定の場 合はその理由)	未設定(個々の事象に応じて、個別判断をせざるを得ないものであり、具体化することが困難なため)
参 考 事 項	
設 定 等 年 月 日	年 月 日設定(年 月 日最終変更)